

# 福岡歯科大学学生後援会会則



# 福岡歯科大学学生後援会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、福岡歯科大学学生後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を福岡歯科大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員と大学との連携を密にし、その子息又は息女の修学を全うさせるため大学の運営に協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため必要な事業を行う。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、福岡歯科大学在学生の家計支持者（原則として学費負担者）とする。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1人

副会長 4人以内

理事 若干人（会長及び副会長を含む。）

評議員 若干人

監事 2人

(選任)

第7条 会長は、評議員会において子息又は息女が4学年以上の会員のうちから推薦し、理事会で選任する。

2 副会長、理事及び監事は、会長が会員のうちから推薦し、評議員会の議を経て理事会で選任する。

3 評議員は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 支部長

(2) 会長が会員のうちから推薦し、理事会で選任された者

(任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とし、増員の役員任期は他の役員任期満了の日までの期間とする。

- 2 役員が会員でなくなったときは、役員を辞任したものとする。ただし、任期満了又は辞任の後でも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ定められた順位に従いその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の業務執行及び財産の状況を監査する。

#### 第4章 名誉会長

(名誉会長)

第10条 本会に、名誉会長を置く。

- 2 名誉会長は学長（学長代理を含む。）とする。

#### 第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第11条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は会長の諮問に応ずるものとする。
- 3 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 参与は、次の各号の1に該当する者とする。
  - (1) 会長が推薦し、理事会の承認を得た者
  - (2) 学生部長、その他大学の役職教職員
- 5 顧問及び参与（第2号を除く。）の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

#### 第6章 職員

(職員)

第12条 本会の事務を処理するため事務長1人及び事務職員若干人を置く。

- 2 前項の事務長及び事務職員は、理事長の承認を経て学園の事務職員に委嘱することができる。

#### 第7章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

(総会)

第14条 総会は全会員で組織し、会長が理事会に諮って招集し、議長は出席会員のうちから選出する。

- 2 次に掲げる事項については、総会の議決を要する。
  - (1) 会則の改正に関すること。

- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 会費に関すること。
- (5) 支部の設置及び廃止に関すること。
- (6) その他理事会において必要と認めた事項  
(理事会)

第15条 理事会は理事で組織し、会長が随時招集し、議長となる。

(評議員会)

第16条 評議員会は評議員で組織し、年2回以上会長が招集し、議長は出席評議員のうちから選出する。

- 2 評議員会は、会則に別段の定めがある場合を除くほか、会長の諮問に応じ、これを審議し、意見を述べる。
- 3 評議員会は本会の運営について会長に対して意見を述べ、又は報告を求めることができる。

(会議の招集)

第17条 会議を招集するには、組織員に対し会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を記載した通知書を、緊急を要する場合を除き、会議の7日前までに発送しなければならない。

- 2 会長は、総会にあっては会員総数の5分の1以上、理事会にあっては理事総数の3分の2以上、評議員会にあっては評議員総数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して会議の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に、これを招集しなければならない。

(会議の定足数)

第18条 総会にあっては会員総数の5分の1以上、理事会及び評議員会にあっては各理事総数又は評議員総数各3分の2以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、会議に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

- 2 会議の議事は、会則に別段の定めがある場合を除くほか、各出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会の代決)

第19条 総会は、会則に別段の定めがある場合を除くほか、理事会及び評議員会の合同会議をもって、これを代えることができる。

- 2 前項の合同会議の議長は、出席者のうちから選出する。
- 3 前2条の規定は、合同会議に、これを準用する。ただし、前条第1項中「理事会及び評議員会にあっては各理事総数又は評議員総数」とあるのは「理事及び評議員総数」と、第2項中「各出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。」とあるのは「出席者の3分の2以上をもって決する。」と読み替えるも

のとする。

(議事録)

第20条 会議の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者2人(前条の合同会議の場合は理事、評議員各2人)が署名押印し、保存するものとする。

## 第8章 事業

(事業)

第21条 この会は次の事業を行う。

- (1) 支部懇談会の開催に要する経費を援助する。
- (2) 学園祭の開催に要する費用を援助する。
- (3) 歯学体の参加クラブ・学生への費用を援助する。
- (4) 福岡歯科大学学会準会員の会費を援助する。
- (5) 会員が死亡したときは、会員死亡弔慰金を贈呈する。
- (6) 学生が死亡したときは、会員に対し、学生死亡弔慰金を贈呈する。
- (7) 会員又は学生が疾病、傷害等で引き続き90日間以上休養したときは、傷害見舞金を贈呈する。
- (8) 会員又は学生(ただし、会員と別居している者に限る。)が、火災、水害、震災等不慮の災害を受けたときは、災害見舞金を贈呈する。
- (9) 助言教員に対し、手当を援助する。
- (10) クラブ部長・顧問に対し、手当を援助する。
- (11) 助言教員と学生の懇談会に要する経費を援助する。
- (12) 第6学年激励会に要する経費を援助する。
- (13) 卒業試験・国家試験対策に要する費用を援助する。
- (14) 予備校全国模擬試験受験料、予備校講義受講料の一部を援助する。
- (15) その他本会が必要と認めた事業。

## 第9章 経費

(経費)

第22条 本会の経費は、会費をもってこれにあてる。

(会費の納入)

第23条 会費は入会費及び年次会費とし、初年度にあつては入学手続きの際に入会費及び年次会費を、次年度以降にあつては前期額納金納付期日(4月30日)までに年次会費を納入するものとする。

2 既に納入した会費は、返還しない。

(会計年度)

第24条 本会の会費年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 支部

### (支部)

第25条 本会に支部を置く。

- 2 支部は都道府県又は一定の地域を単位とする。
- 3 支部に支部長を置く。支部長は会員のうちから支部で選任する。
- 4 支部の組織運営は各支部の定めるところによる。

## 第11章 その他

### (施行規則)

第26条 本会則の施行に関して必要な事項は理事会で定める。

### (解散)

第27条 本会の解散は、総会において会員総数の3分の2以上をもって決する。

### 附 則

本会則は、昭和48年4月12日から施行する。

### 附 則

本会則は、昭和51年4月1日から施行する。

### 附 則

本会則は、昭和54年4月1日から施行する。

### 附 則

本会則は、昭和56年6月1日から施行する。

- 1 本会則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第1条は昭和57年5月10日から施行する。
- 2 従前の役員は昭和57年3月31日をもって任期満了し、次期役員は昭和57年4月1日に就任したものとする。

### 附 則

本会則は、昭和58年4月1日から施行する。

### 附 則

本会則は、昭和59年4月1日から施行する。

### 附 則

本会則は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則

本会則は、昭和63年6月11日から施行する。

### 附 則

本会則は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

本会則は、平成29年2月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、令和4年3月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。



